

SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)

作成日 : 2023 年 12 月 27 日

改訂日 : 2023 年 12 月 27 日

Safety Data Sheet

1. 化学品及び会社情報

【化学品の名称】

- 製品名 ・ マノメーターオイル
- 推奨用途 ・ ブレーン比表面積測定器用溶液
- 成分概要 ・ 灯油を主成分とし色素を微量添加した混合物<灯油相当>

【供給者】

- 会社名 ・ 筒井理化学器械株式会社
- 住所 ・ 東京都台東区根岸 1 - 3 1 - 3 1
- 電話番号 ・ 03-3845-2011
- FAX 番号 ・ 03-3842-5852
- 緊急連絡先 ・ 03-3845-2011

2. 危険有害性の要約

< 灯油相当 >

【特有の危険有害性】

- ・ 引火性物質 (労働安全衛生法 施行令 危険物 引火性の物)

【GHS 分類】

- 引火性液体 ・ 区分 3 (シンボル : 炎、注意喚起語 : 警告)
- 皮膚腐食性/刺激性 ・ 区分 2 (シンボル : 感嘆符、注意喚起語 : 警告)
- 発がん性 ・ 区分 2 (シンボル : 健康有害性、注意喚起語 : 警告)
- 特定標的臓器毒性 ・ 区分 3 (気道刺激性・麻酔作用) (シンボル : 感嘆符、注意喚起語 : 警告)
- 誤嚥性有害性 ・ 区分 1 (シンボル : 健康有害性、注意喚起語 : 危険)
- ・ 上記記載のない GHS 分類区分は該当なし/分類不可

【GHS ラベル要素】

絵表示



- 注意喚起語 ・ 危険
- 危険有害性情報 ・ 引火性液体及び蒸気
- ・ 皮膚刺激

SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)

- ・発がんのおそれの疑い
- ・呼吸器への刺激、眠気またはめまいのおそれ
- ・飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ

【注意書き】

予防策

- ・他の石油製品と混合使用しないこと（事故及び故障の原因となるため）。
- ・すべての安全注意（MSDS等）を読み理解するまで取り扱わないこと。
- ・容器を密閉しておくこと。
- ・熱、火花、炎、高温体等の着火源から遠ざけること。禁煙。
- ・防爆型の電気機器、換気装置、照明機器、火花の出ない工具を使用すること。
- ・静電気放電に対する予防措置を講ずること。他の容器に移し替える場合には、必ずアースをすること。
- ・ホース等を使用して口で吸い上げないこと。
- ・保護手袋、保護眼鏡、保護面、保護衣を着用すること。
- ・屋外又は喚起の良い場所でのみ使用し、ミスト、蒸気の吸入を避けること。
- ・取り扱い後はよく手を洗うこと。
- ・空容器に圧力をかけないこと（破裂の恐れがあるため）。
- ・容器を溶接、加熱、穴あけ又は切断しないこと（残留物が爆発・発火する恐れがあるため）、また転倒や落下させる、衝撃を加える等の乱暴な扱いをしないこと。
- ・環境への放出を避けること。

対応

- ・火災の場合、消化には粉末消火器を使用すること。
- ・こぼした場合、直ちに拭き取ること。
- ・皮膚（又は髪）に付着した場合、直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹼で洗うこと。汚染された衣服を再使用する場合には洗濯すること。
- ・皮膚刺激が生じた場合、医師の診断・手当てを受けること。
- ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。
- ・ばく露あるいはばく露の懸念がある又は気分が悪い場、医師の診察を受けること。
- ・飲み込んだ場合、直ちに医師に連絡すること。無理に吐かせないこと。
- ・医師の診断が必要な場合、製品安全データシートを手元に用意すること。

保管

- ・直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管すること。
- ・容器を密閉し、保管場所に施錠すること。
- ・子供の手の届かない場所に保管すること。

廃棄

- ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に廃棄を委託する。

3. 組成及び成分情報

< 灯油相当 >

- | | |
|-------------|------------------------------------|
| 単一製品・混合物の区別 | ・化学物質 |
| 化学名又は一般名 | ・石油系炭化水素 |
| 別名 | ・Kerosine (Petroleum hydrocarbons) |

SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)

成分及び含有量	・主に C8～C16 の範囲の石油系炭化水素及び添加剤
化学特性 (化学式)	・特定不可
官報公示整理番号 (化審法・安衛法)	・(9) -1702 (化審法)、12-140 (安衛法)
CAS No.	・64742-81-0、64741-77-1、8008-20-6
UN No.	・1223
【危険有害成分】	化学物質排出把握促進法
第一種指定化学物質	・キシレン (1.3%) ・1、2、4-トリメチルベンゼン (1.6%) ・(トリメチルベンゼン (2.2%))
第二種指定化学物質	・(ノナン (2.9%))
労働安全衛生法第	・57 条 表示対象物 灯油 ・57 条の2 通知対象物 灯油 100 質量%
毒物劇物取締法	・対象物ではない

4. 応急措置

<灯油相当>

吸入した場合	・新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させる。 ・体を毛布等で覆い、保温して安静を保ち、直ちに医師の手当てを受ける。 ・呼吸が止まっている場合 及び呼吸が弱い場合は衣類をゆるめ、呼吸気道を確保した上で人工呼吸を行う。
皮膚に付着した場合	・直ちに汚染された衣服を脱ぎ、皮膚を大量の水と石鹸で洗う ・汚染された衣服を再使用する場合には洗濯する。
眼に入った場合	・速やかに清浄な水で数分間注意深く洗う。次に、コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外す。その後も洗浄を続け、最低 15 分間洗浄した後、医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	・無理に吐かせないで医師の手当てを受ける。 ・口の中が汚染されている場合は、水で十分洗う。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	・誤飲した場合、胃の粘膜を刺激し、嘔吐、胃痛、下痢等の症状を起こすことがある。また飲み込んだ本品が肺に吸入されると、肺組織の内出血、肺腫瘍、化学性肺炎等を起こすことがある。
応急措置をする者の保護	・現在のところ有用な情報なし
医師に対する特別注意事項	・現在のところ有用な情報なし

5. 火災時の措置

<灯油相当>

消火剤	・霧状の強化液、粉末、炭酸ガス、泡が有効である。 ・初期の火災には、粉末、炭酸ガス消化剤を用いる。
-----	--

SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)

- ・大規模火災の際には、泡消化剤を用いて空気を遮断することが有効である。
- 使ってはならない消火剤
 - ・棒状水の使用は、火災を拡大し危険な場合がある。
- 火災時の特定危険有害性
 - ・高温の金属表面等に接触したり、燃料管から漏洩した場合、発生した蒸気によって燃焼や爆発が起きる可能性がある。
 - ・燃焼の際は、煙、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される。
- 特定の消化方法
 - ・周囲の設備などに散水して冷却する。
 - ・火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。
- 消火を行う者の保護
 - ・消火作業の際は、風上から行い必ず保護具を着用し、皮膚への接触が想定される場合は、不浸透性の保護具及び手袋を着用する。
 - ・消火作業を行う者は、吸気呼吸器などの保護具を着用し、酸素欠乏及び有害ガスから身を守ること。

6. 漏出時の措置

<灯油相当>

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ・消火用器材を準備する。作業の際には消火用保護具を着用する。

環境に対する注意事項

- ・下水道・河川等に流出し、二次災害・環境汚染を起こさないよう注意する。
- ・海上の場合はオイルフェンスを展開して、拡散を防止し、吸着マット等で吸い取る。薬剤を用いる場合には、国交省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。

封じ込み及び浄化方法及び機材

- ・全ての着火源を速やかに取り除き、漏洩箇所の漏れを止める。
- ・危険地域より人を退避させる。危険地域の周辺には、ロープを張り、人の立入りを禁止する。
- ・少量の場合は、土、砂、おがくず、ウエス等に吸収させ回収する。
- ・大量の場合は、盛り土で囲って流出を止めた後、液面を泡で覆い容器等に回収する。
- ・室内で漏出した場合は、窓・ドアを開け十分に換気を行う。

二次災害の防止策

- ・漏洩時は、事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。
- ・付近の着火源となるものを速やかには除くとともに消化剤を準備する。
- ・下水道・河川等に流出し、二次災害・環境汚染を起こさないよう注意する。

7. 取扱い及び保管上の注意

<灯油相当>

【取扱い】

技術的対策

- ・指定数量以上の量を取扱う場合には、法で定められた基準に満足する製造所、貯蔵所、取扱所で行う。
- ・熱、火花、炎、高温体等との接触を避けるとともに、みだりに蒸気を発散させないこと。禁煙。
- ・静電気対策を行い、作業衣、靴等も導電性のものを用いる。
- ・口で油を吸い上げるようなこと（サイホン）はしない。

SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)

- ・皮膚に触れたり、眼に入る可能性のある場合は保護具を着用する。
- ・容器を転倒や落下させたり、衝撃を加えたり、引きずる等の粗暴な取り扱いはしない。

- 注意事項
- ・室内で取り扱いを行う場合は、十分な換気を行う。
 - ・換気装置をつける場合は、防爆タイプを用いる。

- 安全取扱い注意事項
- ・ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質と接触しないように注意する。
- 【保管】

- 保管場所
- ・直射日光を避け、涼しく換気の良い場所に保管するとこ。
 - ・容器を密閉し、保管場所に施錠すること。
 - ・危険物の表示をして保管すること。
 - ・熱、スパーク、火炎並びに静電気蓄積を避ける。

- 適切な技術的対策
- ・保管場所で使用する電気器具は防爆構造とし、器具類は接地する。
 - ・ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。

- 容器包装材
- ・空容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。
 - ・容器は、溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。

8. ばく露防止及び保護措置

< 灯油相当 >

- 設備対策
- ・屋内作業場は、防爆タイプの排気装置を設置する。
 - ・取扱い場所の近くに眼の洗浄及び身体洗浄のための設備を設置する。

- 管理濃
- ・灯油としては設定されていない

- 許容温度
- ・日本産業衛生学会（2022年版） $3\text{mg}/\text{m}^3$ （鉱油ミスト）
 - ・ACGIH（2022年版）時間加重平均（TWA）値 $200\text{mg}/\text{m}^3$

【保護具】

- 呼吸器用保護具
- ・状況に応じて適切な呼吸用保護具等を使用する。

- 手の保護具
- ・状況に応じて適切な耐油性保護手袋等を使用する。

- 眼の保護具
- ・状況に応じて適切な保護眼鏡等を使用する。

- 皮膚及び身体の保護具
- ・状況に応じて適切な保護衣等を使用する。

- 特別な注意事項】
- ・現在のところ有用な情報なし

9. 物理的及び化学的性質

< 灯油相当 >

- 物理状態
- ・液体

- 色
- ・無色透明

- 臭い
- ・微石油臭

- 融点／凝固点
- ・ -40°C 以下

- 沸点又は初留点及び沸点範囲

SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)

	・ 140～310℃
可燃性	・ 引火性液体 : 区分3
爆発下限界及び爆発上限界/可燃限界	・ 下限 : 1容量% (推定値) 上限 : 7容量% (推定値)
引火点	・ 40～75℃ (TAG)
自然発火点	・ 約240℃
分解温度	・ データなし
pH	・ データなし
動粘性率	・ 40℃において 20.5cSt 以下と推測される
溶解度	・ 水に対して不溶
n-オクタノール/水分配係数	・ データなし
蒸気圧	・ 0.35 kPa以下 (37.8℃)
密度	・ 0.76～0.83 g/cm ³ (15℃)
相対ガス密度	・ 4～5 (空気=1)
粒子特性	・ 適用外
【その他のデータ】	
揮発性	・ なし

10. 安定性及び反応性

<灯油相当>

反応性	・ 「危険有害反応可能性」を参照。
化学的安定性	・ 常温で暗所に貯蔵・保管された場合、安定である。
危険有害反応可能性	・ 強酸化剤との接触を避ける。
避けるべき条件	・ 静電放電、衝撃、振動などを避ける。
混触危険物質	・ ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触しないよう注意する。
危険有害な分解生成物	・ 燃焼の際は、煙、一酸化炭素、亜硫酸ガス等が生成される。
その他	・ 現在のところ有用な情報なし

11. 有害性情報

<灯油相当>

【急性毒性】

経口	・ 以下より、区分に該当しないとした。 ・ jet propulsion fuel (JP-5)のラット LD50 値が>48000mg/kg、straight run kerosene をラットに経口投与した GLP 試験において 5000mg/kg で死亡が認められなかった。
経皮	・ 以下より、区分に該当しないとした。 ・ straight run kerosene をウサギに経皮投与した GLP 試験において 2000mg/kg で死亡が認められなかった。
吸入ーガス	・ 区分に該当しない。

SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)

- 吸入—蒸気
- ・以下より、分類できないとした。
 - ・Vapour でラットに吸入ばく露した結果、5.28mg/L 以上では影響は認められなかった。
- 吸入—粉塵・ミスト
- ・以下より、区分に該当しないとした。
 - ・IUCLID (2000) の straight run kerosene をラットに吸入ばく露した GLP 試験において 5.28mg/L で死亡が認められなかった。
- 皮膚腐食性／刺激性
- ・ヒトで皮膚への接触により刺激性が認められた。
- 【眼に対する重篤な損傷性／眼】
- ・以下より、区分に該当しないとした。
- 刺激性
- ・眼を刺激しない。g)
 - ・ウサギを用いた Draize test (GLP 試験) で刺激性が認められなかった。
- 呼吸器感受性
- ・データ不足のため分類できない。
- 皮膚感受性
- ・以下より、分類できないとした。
 - ・モルモットを用いた Buehler test (GLP 試験) で感受性が認められなかった。
- 生殖細胞変異原性
- ・以下より、分類できないとした。
 - ・体細胞を用いる in vivo 変異原性試験であるラット骨髄細胞を用いる染色体異常試験で jet fuel A について陽性の結果があるが、kerosene については陰性の結果があり、マウス骨髄を用いた小核試験でも diesel No.1 について、さらに、げっ歯類を用いる優性致死試験でも kerosene および jet fuel について陰性の結果がある。
- 発がん性
- ・IARC 45(1989)では Jet fuel(kerosene, 8008-20-6)および Distillate (light) fuel oil がグループ 3 に分類されているが、ACGIH(2001)では kerosene/Jet fuels が A3 に分類されている。
- 生殖毒性
- ・以下より、分類できないとした。
 - ・妊娠ラットへの投与試験で生殖毒性が認められなかったとのデータはあるが、親動物への影響についてのデータがないため、投与量 (蒸気圧から計算できる飽和濃度未満) が適切であるか否かの判断ができない。
- 特定標的臓器毒性 (単回ばく露)
- ・ヒトばく露例で中枢神経抑制やめまいなどが認められた。
 - ・マウスを用いた吸入ばく露試験で、気道刺激性が認められた。
- 特定標的臓器毒性 (反復ばく露)
- ・データ不足のため分類できない。
- 誤えん有害性
- ・ヒトで誤えんにより化学性肺炎をおこす。c

12. 環境影響情報

<灯油相当>

生態毒性

水生環境有害性短期 (急性) ・データ不足のため分類できない。

水生環境有害性長期 (慢性) ・データ不足のため分類できない。

残留性・分解性 ・不明

SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)

生態蓄積性	・ 不明
土壌中の移動性	・ 不明
オゾン層への有害性	・ モントリオール議定書の附属書に列記されていない

13. 廃棄上の注意

< 灯油相当 >

化学品、汚染容器及び包装の安全で、かつ、環境上望ましい廃棄、又はリサイクルに関する情報

1. 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼または爆発によって他に危害または損害を及ぼす恐れのない方法で行うと共に、見張りを付ける。又は自治体の指示に従う。
2. 廃棄する場合は、特別管理産業廃棄物（廃油）となる。関係法令（廃棄物処理法消防法等）に従って処理する必要がある、これを専門に取扱う産業廃棄物処理業者に委託して処理する。
3. その他関係法令の定めるところに従う。

14. 輸送上の注意

< 灯油相当 >

【国際規制】

国連番号	1 2 2 3
品名	ケロシン（灯油）
国連分類	クラス 3（引火性液体）
容器等級	III
海洋汚染物質	規制の対象である。

【国内規制がある場合の規制】

情報	・ 下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。
陸上	・ 消防法 危険物第 4 類第 2 石油類 ・ 労働安全衛生法 危険物（引火性の物）、表示対象物、通知対象物 ・ 道路運送車両法 危険物、爆発性液体
海上	・ 船舶安全法船舶による危険物の運送基準等を定める告示 引火性液体類
航空	・ 航空法航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示引火性液体

【輸送又は輸送手段に関する特別の安全対策】

1. 運搬容器及び包装の外部に、品名、数量、危険等級及び「火気厳禁」の表示をする。
2. 指定数量以上を車両で運搬する場合は、「危」の標識を車両前後に表示し、消火設備を備える。
3. 陸上輸送の場合、運搬時の積み重ね高さは、3 m以下とする。
4. 第 1 類及び第 6 類の危険物との混載を禁止する。 -
5. 輸送用容器（タンカー、タンク車、タンクローリーを除く）は危険物の規制に関する別表第 3 の 2 項に定めたものを使用する。
6. その他関係法令の定めるところに従う。

SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)

15. 適用法令

<灯油相当>

【該当法令の名称及びその法令に基づく規制に関する情報】

消防法	危険物第4類第2石油類
労働安全衛生法	危険物（引火性の物）、表示対象物、通知対象物
船員法	船員労働安全衛生規則
船舶安全法	船舶による危険物の運送基準等を定める告示引火性液体類
航空法	航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示 引火性液体
海洋汚染防止法	油分排出規制
化学物質排出把握管理促進法	第一種指定化学物質
港則法	引火性液体類
道路運送車両法	危険物、爆発性液体
下水道法	鉱油類排出規制
水質汚濁防止法	油分排出規則
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	産業廃棄物規則

16. その他の情報

本安全データシートに含まれる情報および推奨事項は、筒井理化学器械株式会社が有する情報及び知見の範囲の限りで、発行時において正確且つ信頼できるものです。本安全データシートの情報及び推奨事項は、使用者による検討、調査のために提供しているものであり、安全の保証書ではありません。本製品の特定の使用目的への合致の有無については使用者ご自身においてご確認ください。本製品の購入者が荷姿を変更する場合、健康、安全、その他の必要な情報を含む書類の同封等は購入者の責任です。適切な警告掲示、安全な取り扱い手順を、取扱者と使用者に提供してください。本安全データシートを全体的または部分的に変更することは固く禁じられています。

【参考資料】

- ・安全データシート「ENEOS 灯油」2023年1月1日改訂/2010年7月1日作成